

(県別紙様式1)

肥料価格高騰対策事業申請に係るチェックリスト

次に掲げる事項を確認したうえで、肥料価格高騰対策事業及び肥料価格高騰緊急対策事業の申請を行うとともに、裏面の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

■取組実施者（農業者グループ）名

信州うえだ農業協同組合

・住所

・氏名（自署）

チェック
か
に

過去1年以内に、農産物を販売している。

過去1年以内の農産物の販売は無いが、認定新規就農者として、市町村から認定されている。

○本事業に参加することのできる農業者は、農産物を販売し、農業経営を行う方または認定新規就農者である必要があります。

○事業の申請に当たっては、販売農業者の方は直近の農産物の販売伝票等を認定新規就農者の方は認定証の写しを取組実施者へ提出してください。

申請する肥料は、全て「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、登録または届出された肥料である。

○注文伝票や領収書等に記載されている肥料は、全て「肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）」に基づく肥料である必要があります。

○申請する肥料が肥料法に基づく肥料に該当するかは、購入されたJAや肥料販売店におたずねください。

どちら
か

他の取組実施者（農業者グループ）に参加していない。

他の取組実施者（農業者グループ）に参加しているが、申請した肥料は重複していない。（下欄に参加グループ名を記載してください）

○JAと肥料販売店など、異なる複数の取組実施者（農業者グループ）に参加する場合、申請する内容が重複しないようにしてください。

○異なる取組実施者に参加している場合は、下の欄にグループ名を記入してください。

取組実施者名①	取組実施者名②	取組実施者名③

取組実施者（農業者グループ）が定めた事務手数料の徴収に同意する。

○別に取組実施者（農業者グループ）との間に定めた振込手数料などの事務手数料が支援額から差し引かれて振り込まれることに同意していただく必要があります。

実績報告に関する内容に同意する。

○肥料価格高騰対策事業及び肥料価格高騰緊急対策事業の要綱・要領に基づき実績報告書等の提出は期日までに行っていただく必要があります。また、国や県、協議会からの依頼に基づき、現地確認が行われる際にはご協力をいただく必要があります。

個人情報の取扱い

肥料価格高騰対策事業及び肥料価格高騰緊急対策事業における個人情報の取扱いについて

長野県肥料高騰対策事業協議会及び同協議会会員は、肥料価格高騰対策事業及び肥料価格高騰緊急対策事業の実施に際して得られた個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、当該個人情報について、本事業の実施及び国等への報告等で利用するために、次の関係機関に必要最小限の範囲において提供します。

なお、提供情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

【関係機関・団体】

国、長野県肥料高騰対策事業協議会、長野県、県内各市町村